

外国における人権侵害とノン・ルフールマン原則

—— 難民法・人権法の適用範囲と実効性 ——

川村 真理

1. はじめに

ノン・ルフールマン原則は、日本語で追放・送還禁止と訳されているが、ルフールマンとは、もともと欧州の出入国管理手続の文脈での用語であり、ノン・ルフールマン原則は、国家主権が最も表出すると言っても過言ではない出入国管理権限に対し制限を課すという特徴があり、国際的保護に関連し、主権と国際的責務の齟齬が生じる局面で、保護の「かなめ石」と称されている。ノン・ルフールマン原則とは、異なる法体系や多様な法規範で構成されており、適用範囲や義務の性質等が異なる規範群の総称であり、関連する国際法として、難民法、人権法、人道法のほか犯罪人引渡条約、強制失踪条約等がある。なお、ノン・ルフールマン原則は、追放・送還を禁じるのであって、在留に関する制度における法的地位とは分けて捉える必要がある。本稿では、難民条約33条、拷問等禁止条約3条および自由権規約6条・7条を比較考察し、ノン・ルフールマン原則が外国における人権侵害から逃れてきた人にいかなる保護を与えるのか、その適用範囲と実効性を明らかにするとともに現代国際社会における課題を指摘することを目的とする。

条約の実効性の問題は、解釈と適用のギャップとして生じるが、変容する国際情勢や国家の多様性の中で様々な課題を抱えている。実効性の原則は、条約法条約31条1項の「条約は、文脈によりかつその趣旨及び目的に照らし

て与えられる用語の通常の意味に従い、誠実に解釈するものとする」に具体化され、特に「誠実に解釈する」に読み込むことができる。加えて、真の解釈の一般的な規則を反映した格言「およその事物はこれを無効ならしむるより有効ならしむを以って可とする (ut re majis valeat quam pereat)」に基づき類推することができる。この「有効性」という点で言及される目的論的解釈の程度はいかなるものかということが問題となろう。考察においては、条約およびその他の国際機関の文書や人権条約実施機関の見解・一般的意見等をどのように解釈に反映させ統合するのか、現実にもその解釈が各国家に受容され適用されることにより条約が有効に機能しているのかといった点を念頭に置き、以下検討していくこととする¹⁾。

II. ノン・ルフールマン原則と外国における人権侵害からの保護

1. 難民条約33条の適用範囲と保護機能

難民条約制定以前は、事案ごとに個別に対応していたが、国際社会が一国家の状況に介入する状況にもなく、国外への避難と国籍はく奪は一对であり、定住による庇護が恒久的解決の基本であった。庇護は、人が安全を見出す場所のみでなく、その場所が人に与える保護であり、庇護付与の国家の権利は、国々の自由の原則の表現であり領域主権の再確認であって、領域内庇護が問題となる場合は、庇護付与の自由を制限する国際法規範が存在する場合のみで、庇護付与を正当化するためには領域主権の行使としてのほかの特別の根拠は必要ではない。庇護は、出身国の権限行使に対抗して行使される主権、国の安全または公の秩序に関連する国家の出入国規制権限、庇護を付与される人の人権の3側面での問題として取り上げられる²⁾。

難民条約は、1951年までの特定の問題に関して、冷戦構造の中、国連憲章および世界人権宣言の基本的権利および自由を差別なく享有するとの原則のもとに制定されている。起草時の問題は、第二次世界大戦後に滞留した人々の保護の国際協力が中心であった。難民条約は、前文で理想を掲げる趣

旨で人権にふれているが、条約本体は、難民自身の人権問題に対するものではなく、主権と人権の微妙なバランスをとる性格を有し、難民問題の取り扱いにおける妥協点を見出すように、国際協力を要請する国際社会の理想と国家が直面する現実とのバランスをとる機能を有する条約である。外国における人権状況には立ち入らず、難民の庇護の求めの状況により国家の権利行使により庇護を与え、基本的に定住の形で受け入れる機能を有する条約として制定されている。当該条約の核は人間の尊厳であり、個別の人権へのアプローチとはなっていない。難民条約は、出身国が個人への人権付与を侵害、失敗または拒否した場合、出身国にかわって個人を保護する義務を創設する。この場合、受入国は、避難を求める外国人に対し、出身国が負う人権保障義務と同様のすべての権利を保障することは期待されず、核となる人権の重大侵害の場合のみに保護義務が生じる³⁾。

難民条約は、立法措置や認定手続などの履行確保のための国家の義務規定がない。同条約35条では、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）の条約の適用を監督する責務の遂行に際し便宜を与えることを締約国に義務づけているものの、一義的責任は国家にあり、UNHCRは補助的な役割しか有さず、国家に実施措置を課すものではなく脆弱なものとなっている。国際的保護一般に関する基準、条約解釈のガイドライン、ハンドブック等は執行委員会（EXCOM）結論により示されるが、これらに法的拘束力はない⁴⁾。

難民条約33条のノン・ルフールマン原則は、逸脱不可能な規定となっているが、同条2項で国の安全および重大犯罪の考慮による同条1項の適用除外が規定されている。同条約33条1項の人的範囲は「難民」とあるように、同条約1条A項(2)の難民の定義に列挙される人種、宗教、国籍、特定の社会的集団の構成員、および政治的意見の5要件と迫害の適用範囲および同条F項の除外条項等をふまえて解釈される。しかし、正式に難民として認定されたか否かにかかわらずなため庇護申請者をも人的範囲に含む⁵⁾。同条約33条1項は、「生命又は自由への脅威にさらされるおそれのある領域の国境へ追放し又は送還してはならない」とし、その解釈適用は、同条約1条A項(2)

の「迫害」の適用範囲の拡大と連動して拡大してきた。難民条約1条A項(2)と33条1項に文言の違いがあるが、「生命又は自由が脅威にさらされる」は「迫害」に値するすべての取扱いを含むよう広く解釈される⁶⁾。適用範囲の拡大は、条約制定時以降の国際情勢の変化への対応および人権条約の発展をうけてのことであり、同条約33条の目的論的解釈、UNHCRのハンドブック、ガイドラインやEXCOMの結論といった法的拘束力のない規範によるものであり、EXCOM結論103では難民法は動的な法体系である⁷⁾としている。「迫害」概念の学説上のアプローチの変遷⁸⁾に関して、難民条約制定時からの初期、グラールマッセンは、迫害を生命または身体自由の損失の見込みとしていたが⁹⁾、90年代、ハザウェイらが、人権条約の諸権利に基づく分類を試み¹⁰⁾、加えて、比例性を重視した説¹¹⁾を論じた学説が有力になったことが特徴として指摘できる。現在の迫害の解釈は重大な人権侵害と連動して解釈がなされる傾向にあり、またここにふれた3つの学説を踏まえたものになっており、EU資格指令9条¹²⁾はその例として挙げられよう。同条1項の迫害にあたる行為は、欧州人権条約の逸脱不可能な人権、即ち生命権、拷問禁止、奴隷の禁止といった基本的人権の重大な侵害の性質または反復性によって十分に深刻であること、様々な措置の累積であることとしている。また、同条2項では、差別的または比例性を欠く様々な措置等迫害行為にあたる形態を例示列挙している。このように、今日では迫害を外国における人権侵害と関連づけ、難民審査においても出身国の事実、証拠に基づく客観的評価を行うことが国家実行でも示されている。ただし、先にふれたように条約監督機関の役割は脆弱で、法的拘束力のない規範群での発展をうけた解釈の国内適用に関しては、各国家の実行に相当のギャップがみられる。また、条文の解釈のみならず難民認定手続における事実認定においても、各国の国家実行は一律ではない。迫害リスクの評価では、送還先の国の状況および個人のプロフィールを考慮されるとするのが一般的であり、リスクの程度の基準は各国により異なる文言によって設定されている¹³⁾。

2. 拷問等禁止条約3条の適用範囲と拷問防止機能¹⁴⁾

拷問等禁止条約および自由権規約等人権条約は難民条約とは異なる機能を有している。そこで、まず人権条約の機能について概観しておきたい。第二次世界大戦の反省から人権の国際的保障が必要との認識で、国連憲章および世界人権宣言に基本的人権と自由の尊重が謳われたが、条約としては難民条約制定より後に発展していった。人権保障は一義的には国家が行うが、各人権条約には独立した専門家で構成される委員会が設置されている。各委員会には報告制度およびフォローアップ制度等の実施措置制度があり、実施措置制度での一般的見解、勧告、意見、決定等に法的拘束力はないが、制度をとおして締約国の条約実施の評価を行い、解釈基準を提示し、権利実現のための対話を促進し、条約の実効性の確保にむけての努力が行われる。人権条約締約国は、自国管轄下の人権保障に責任を負い、一般に他国の管轄下で生じる個人の権利侵害に責任を負わず、権利保障も明白に要請されないことから、法構造の特徴として垂直構造であると称される。冷戦終結後、人権の不可分性、普遍性、主流化が提唱され、ウィーン宣言では、国連の目的の実施に不可欠な人権分野の国際協力の強化が掲げられ、難民を含む脆弱な立場に置かれた人々を特に重視すること、また、外国における人権侵害を客観的に評価すること、「人」の保護は国籍国あるいは定住先に限定されず他国での保護も想定して国際協力活動にあたる傾向が顕著となってきた。その際、負担分担、連帯の精神による国際機構および国家間の調整による協力が求められるが、普遍的な人権保護のための負担分担に係る国際協力の制度はいまだ脆弱である¹⁵⁾。

拷問等禁止条約の目的は、拷問の防止であり、3条1項は、「締約国は、いずれの者をも拷問が行われるおそれがあると信ずるに足りる実質的な根拠がある他の国へ追放し、送還し又は引渡してはならない」とし、明示的にノン・ルフールマン原則を規定している。人的範囲はすべての人であり、法的地位や難民条約1条F項に言及される罪を犯したか否かを考慮しない。「他

の国」とは、出身国に限らず、拷問のおそれがある第三国を含む¹⁶⁾。また当該規定は逸脱不可能な規定であり、絶対的規範¹⁷⁾とされている。拷問の定義は1条になされており、「拷問にあたる苦痛は、公務員その他の公的資格で行動する者により又はその扇動により若しくはその同意若しくは黙認の下に行われるもの」との条件が付されており、非国家主体による行為は適用範囲外となる。ただし、この非国家主体の範囲について、委員会は、ソマリアの無政府状態時で準政府制度を設立し、共通の行政制定交渉時の団体を公的資格で行動するものとみなしたが、暫定国家政府の形態になった後には非政府団体は範囲外とされとされている¹⁸⁾。

拷問等禁止条約3条の適用範囲、解釈基準は、委員会の見解や一般的意見により発展をしたが、これらには法的拘束力がない。同条約3条関連の個人通報は、ほとんどが難民不認定後の退去強制事案であり、通報を通じ送還禁止基準を「拷問」という事項の範囲に関して提示してきた。委員会の決定は、庇護の付与または拒否に関する国家当局の決定に影響を与えず、同条約3条違反の決定は宣言的性格を有する。締約国は、個人通報の決定により庇護付与の決定の修正を要請されないが、同条に一致する必要な措置となりうる法的または政治的解決を見出す責任を有するとしている。このことから拷問等禁止条約上のノン・ルフールマン原則と庇護制度は別体系であるといえる。

個人通報の事案を通じた拷問等禁止条約解釈の最大の特徴は、拷問防止の目的に即した安全確保であるが、それに関連して4つの特徴がある。第一に、個人通報において、たとえ通報人が示した事実に疑いがある場合でも、安全確保しなければならないとする点が挙げられる¹⁹⁾。第二に、テロリスト等の事案に関して、外交的保証や国家安全保障を考慮する場合も同条約3条の絶対性を確保する適切な措置を求める点が挙げられる²⁰⁾。第三に、個人に対して現在も拷問の危険が存在しているか、即ち危険の個別性、「真のリスク」が判断の基準になっており、判断の際には、これらの基準に加えて、予見可能性、蓋然性、同条約3条2項に規定されるような、一貫した形態の重大な、明らかなまたは大規模な人権侵害を含むすべての関連事情の考慮もなされる

必要があるとしている点が挙げられる。この場合、同条約3条2項の事態だけでは十分ではなく、個人的なリスクがあることを示す追加的根拠が存在しなければならない。事実認定の際には、一般的意見1にあるように、追放し、送還しまたは引き渡した場合、拷問が行われるおそれがあると思わずに足りる実質的根拠があるかどうかが問われ、拷問の危険は、単なる仮説または容疑を超えた根拠に関して評価されなければならないが、高い蓋然性の審査に合致しなければならないわけではない²¹⁾。第四に、回復不可能な危害を避ける必要性の考慮から仮保全措置が挙げられる。仮保全措置は規則114に規定され、仮保全措置の不遵守は同条約22条違反としているが、これは国際司法裁判所および欧州人権裁判所の影響を受け発展した点である²²⁾。

3. 自由権規約6条・7条の適用範囲と人権侵害防止機能

自由権規約は、拷問等禁止条約とは異なりノン・ルフールマン原則を明示的に規定する条項はなく、規約人権委員会による目的論的解釈、一般的意見・見解等の法的拘束力のない規範の発展により、当該原則の解釈を導きだしているのが特徴である。これは、欧州人権裁判所のリーディングケース、1989年のゾーリング対英国²³⁾以降の判例、拷問禁止委員会の見解等の影響を受けての変容といえる。規約人権委員会によって、拷問、非人道的および品位を傷つける取扱いの一般的禁止から派生したノン・ルフールマン原則の黙示的責務が示されることで、普遍的レベルでこの認識が広まることとなった²⁴⁾。また、この解釈は、国家が人権侵害を控える消極的義務だけでなく、基本的権利の実効的享受を確保するため人権侵害を予防する積極的義務も示している。一般的意見31では、「6条及び7条に想定される回復不可能な危害が生じる真のリスクについての実質的根拠がある場合、移送先の国、又はその後に移送される他の国への引渡し、送還、追放、又は他の方法での移送を禁止する²⁵⁾」としており、これはすべての規定に対応されている。自由権規約の個人通報においては、6条・7条とともに9条、13条、14条、26条等の違反が主張されている。しかしながら、ノン・ルフールマン原則

に関わる部分で自由権規約違反とされる場合、6条および7条が軸となるため、本稿では6条と7条のみを考察対象とする。自由権規約6条の生命に対する権利は至高の権利とされ逸脱不可能な規定となっている²⁶⁾。また、同規約7条の「拷問又は残虐、非人道的若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰の禁止」も逸脱不可能かつ絶対的規範²⁷⁾とされている。

自由権規約の人的範囲は、領域内およびその管轄内にいるすべての人²⁸⁾である。同規約6条の事項的範囲は、戦争、ジェノサイド、大規模な暴力行為の予防、恣意的な生命のはく奪からの保護、個人の失踪の予防に加えて、同条では死刑の禁止義務はないものの死刑が厳格に制限される²⁹⁾。同規約7条は、「拷問又は残虐、非人道的若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰」を禁止しているが、同条の概念の定義は特に定められていない。同条の目的は尊厳および身体的精神的保全としているが、同条の禁止行為の列挙、異なる刑罰または取扱いについての区別に関する解釈基準は示されていない。また、禁止行為の主体は、公的資格または私的資格にかかわらない。これらの区別は行為の性質、目的、適用される取扱いの重大性により、身体的苦痛のみならず精神的理由も含むとされ、教育機関や医療機関等での懲罰、訓練措置等および拘禁者の長期におよぶ独房での監禁等も事項的範囲の範疇となる³⁰⁾。

ノン・ルフールマン原則に関連する自由権規約の個人通報で6条が援用されている事案は死刑に関するものである。キンドラー対カナダ³¹⁾がリーディングケースとして知られているが、当時は、死刑自体の規約の下での違法性は問わず、手続的保障や執行方法などによる制限による死刑の防止との観点であり、提出された事実は、同規約6条違反を証明していないと結論づけている。その後、ジャッジ対カナダ³²⁾では、国際的世論の動向、カナダ国内判決の発展、欧州人権裁判所の発展的解釈をうけ、規約を生きている文書として解釈し、先例を覆して、死刑廃止国たるカナダが死刑実施国への引渡しを同規約6条1項の恣意的生命はく奪の禁止の違反と認めた。以後、表1にあるように、死刑実施のおそれがある場合は、同条の違反を踏襲している。

自由権規約7条に関する個人通報において、例えば、拘禁状態で拷問を受ける様々な暴行や劣悪な状況等は“torture or other ill-treatment,” “torture or cruel, inhuman, or degrading treatment or punishment”と列挙されている。行為主体は、拷問等禁止条約と異なり公的資格で行動する者と私人の区別をすることがなく、スリランカのLTTEといった非国家主体や、人身売買関係者、FGMなどを施術する私人の行為も政府の関与や実効的保護の欠如等の評価を経ることなく対象となる³³⁾。

ノン・ルフールマン原則に関連する自由権規約7条違反の個人通報を表1にまとめているが、全般的傾向として、2002年のC対オーストラリア³⁴⁾以降に、ノン・ルフールマン原則関連事案が増加していることがわかる。このことは、国連で人権の主流化が謳われ、補完的保護が広まる潮流と連動している。また、それ以降のすべての通報で仮保全措置³⁵⁾が取られている。仮保全措置は規則92に定められており、仮保全措置の不遵守は、同規約第一選択議定書1条違反とされている。このことは拷問禁止委員会の影響を受けている。ルフールマンの形態は、犯罪人引渡し、薬物使用等の刑事罰を受けた後の退去強制のほか、テロリスト・反政府活動に従事した者の事案で国の安全の考慮からの外交的保証による送還も扱われ、アルゼリー対スウェーデン³⁶⁾は、同時期の拷問禁止委員会のアギサ事件³⁷⁾の見解や欧州人権裁判所の判例を反映したものとなっている。しかし、多数を占めるのは、難民および国際的保護の申請後の退去強制である。同規約7条違反となった外国における人権侵害の形態は、国家主体による拘禁中の残虐な身体刑の様々な形態へのおそれが多いが、先ほどふれた私人による非人道的行為ほか、精神疾患を理由とした事案もある。

こうした事案のリスク評価の基準は、回復不可能な危害の真のリスク、個別性に加え一般的人権状況を含むすべての関連事情の考慮となっている³⁸⁾。規約人権委員会では、ARJ対オーストラリア³⁹⁾等で、真のリスクは必然的かつ予見可能な結果を意味するとしていたが、X対スウェーデン⁴⁰⁾等に述べられているように、リスクは回復不可能な危害の真のリスクの存在を確認す

る実質的な根拠を提供する高い敷居がなければならないとし、今日ではこの基準が援用されている。また、評価が明らかに恣意的または裁判の否定に値するのでなければ、一般的に締約国裁判所が事実および証拠の評価を行うのであって、委員会はその再評価を行うのではないとの立場を示し、委員会の権限を越えない範囲で見解を導く立場を示している⁴¹⁾。

表1 <ノン・ルフールマン原則に関連して自由権規約7条違反となった通報事案(115会期までの事案)>

通報	番号	ルフールマン	外国における人権侵害の形態
Ng v. Canada	469/1991	犯罪人引渡し	窒息性ガス処刑
C. v. Australia	900/1999	退去強制	精神疾患の治療が見込めない
Ahani v. Canada	1051/2002	退去強制	危害・拷問 (暗殺訓練された徴集兵) 13条(in conjunction with article 7)
Byahuranga v. Denmark	1222/2003	退去強制	拷問+ (ウガンダ陸軍将校)
Alzery v. Sweden	1416/2005	外交的保証	拷問+ (イスラム反政府活動)
Maksudov, Rakhimov, Tashbaev and Pirmatov v. Kyrgyzstan	1461,1462, 1476&1477/2006	犯罪人引渡し	拷問・死刑(6条2項・7条) (テロ等で起訴)
Kwok v. Australia	1442/2005	保護・退去強制	死刑・拷問+ (6条・7条) (夫の死刑)
Hamida v. Canada	1544/2007	難民・退去強制	拷問+ (政治犯への支援)
Kaba v. Canada	1465/2006	難民・退去強制	FGM ㊦
Pillai et al v. Canada	1763/2008	難民・退去強制	PTSD・拷問+ (LTTE支援の疑い)
X v. Sweden	1833/2008	庇護・退去強制	拷問+殺害 (6条・7条) 国家・㊦ (LGBT)
Jama Warsame v. Canada	1959/2010	退去強制	危害 (6条1・7条) (ソマリア情勢)
Thuraisamy v. Canada	1912/2009	庇護・退去強制	拷問+ (LTTEメンバーの疑い)
X v. Republic of Korea	1908/2009	難民・退去強制	迫害・死刑/拷問+ (6条1・7条) (改宗)
X v. Denmark	2007/2010	庇護・退去強制	迫害・拷問+ (兵役拒否)
M.I. v. Sweden	2149/2012	庇護・退去強制	拷問+ (LGBT)
Valetov v. Kazakhstan	2104/2011	犯罪人引渡し	拷問 (殺人罪等で逮捕)
Ali Aarrass v. Spain	2008/2010	犯罪人引渡し	拷問+ (テロリスト)
Khakdar v. Russian Federation	2126/2011	庇護・退去強制	拷問+ ㊦ (旧ソ派の元戦闘員)
A.H.G. v. Canada	2091/2011	退去強制	精神疾患
Omo-Amenaghawon v. Denmark	2288/2013	庇護・退去強制	殺害・拷問+ (6条・7条) ㊦ (人身売買被害者)
Warda Osman Jasin v. Denmark	2360/2014	一次庇護国へ送還	弱者への配慮を欠いた取扱い
X v. Denmark	2389/2014	庇護・退去強制	迫害・拷問+ (政治活動・クルド)
Jenirthan Rasappu and Jenarthan Rasappu v. Denmark	2258/2013	庇護・退去強制	拷問+ (LTTE関連)

拷問+ : 拷問+残虐、非人道的又は品位を傷つける取扱い又は刑罰 ㊦ : 行為主体が非国家主体 (川村作成)

III. ノン・ルフールマン原則の実効性と課題

1. 難民法・人権法の相互作用と解釈適用の変容

国際社会の変容に伴い、2つの異なる法体系は相互に影響を及ぼしつつ目的論的解釈と法的拘束力のない規範群により適用範囲を拡大して条約の実効性の確保が図られてきた。人権条約間については、拷問等禁止条約においてノン・ルフールマン原則に関する豊富な個人通報の蓄積によりリスク評価の基準が示され、それが自由権規約のリスク評価にも影響を与え同様の基準に収斂していることはすでに述べたとおりである。

難民法と人権法も相互に作用しているが、条約の目的および適用範囲が異なり、法制度そのものは統合されず両立して存続している。両者の適用範囲をくらべると、重複部分もあるが総じて人権法のほうが難民法に比べ広いといえる。それは、次の点から導きだすことができる。1点目は、人権法のノン・ルフールマン原則が、難民条約の難民の定義にある5つの要素により制限されないという点である。2点目は、難民条約33条2項および1条の除外条項が保護から排除される者を規定している一方で、人権条約のノン・ルフールマン原則は、絶対的規範とされ難民条約のような制限がないという点である。加えて、人権条約による保護は、領域的庇護と異なり自国における定住を前提とせず他国領域への外交的保証等や安全な第三国への移送等も考慮されうる⁴²⁾。

難民法と人権法の補完性について、EXCOM結論No.81は、難民が実効的に保護されることを確保するためのすべての必要な措置をとることを国家に要請しており、国内法を通して、難民保護に関連する国際人権法と人道法の文書の義務に従い、UNHCRの国際的保護機能の行使および難民保護に関する国際条約適用監督への完全な協力を通してなされることを含む⁴³⁾としている。また、EXCOM結論No.95では、「難民問題と人権の多面的なリンクを認識し、難民の経験は、いずれの場合も、国家がどの程度人権と基本的自由を尊重しているかに影響を受けることを再確認する。国際難民法と人権法の補完的性質及び当該分野における国連人権メカニズムの役割に注目

し、国連人権条約機関の国家報告制度において国家が強制移動の状況に取り組むことを奨励し、人権条約機関がその権限内において強制移動における人権問題を検討するよう提唱する⁴⁴⁾』としている。

難民条約と人権条約の重複、収斂についても、2点指摘できる。1点目は、「迫害」と「拷問及び残虐な、非人道的又は品位を傷つける取扱い又は刑罰」の範囲についてである。2点目は、難民法の「生命又は自由が脅威にさらされるおそれ」、「迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖」と人権法の「リスク」の評価に関してであるが、これまでみてきたように出身国情報の客観的評価の手法に収斂がみられる⁴⁵⁾。

ルルフは、ただ一つの法分野または一つの規定により付与された保護は、その範囲の中にノン・ルフールマン原則を制限し、困窮する人々に付与する保護を制限する計り知れないリスクがあり、一律の解釈適用を見いだせないことを鑑みて、パラレルな法の適用は必要であるとしている⁴⁶⁾。シュテイルも、「実効的人権の尊重も難民法の最終的な合目的性を構成するので、ノン・ルフールマンの構造的機能は2つの法体系の規範的合併を強化する⁴⁷⁾』と評価している。

2. 履行確保の課題 — 実効性との関連で —

(1) 解釈適用に関する国家間の実行のギャップ

難民条約は、UNHCRによる条約の実施措置の機能が脆弱で、国家による解釈適用が基本であるため、解釈における評価手法、適用範囲も国家によって異なる。また、難民条約5条は、「締約国がこの条約に係わりなく難民に与える権利及び利益を害するものと解してはならない」と規定しており、国内法または他の条約による保護を妨げない。人権条約の実施措置における見解や決定方法も法的拘束力がなく、各国の遵守の意思がなければ、実効性確保へのインパクトは限定的におかれることは否めない。表2では6か国の国際的保護の対象者を列挙している。日本以外は自由権規約第一選択議定書締約国であり、難民以外の国際的保護対象者に関して拷問等禁止条約3条、自

由権規約6条・7条への言及がみられる。しかし、日本は、条約難民以外の国際的保護対象者への在留特別許可は国家裁量で、ガイドラインで人道配慮の項目があるものの、人権条約に依拠した基準はない。人道配慮による在留特別許可に関する入管法による法的枠組みとしては、在留許可の付与という観点で「特定活動」、「定住者」の在留資格があり、送還の猶予という観点で「仮放免」、「特別放免」の許可態様がある。日本の司法判断において難民条約は直接適用されており⁴⁸⁾、難民該当性判断に加えて退去強制令書発付が同条約33条1項に反する結果とならないかについて吟味する必要があるとして判決において検討がなされている⁴⁹⁾。しかし、EXCOM結論、UNHCRハンドブックやガイドラインは解釈基準と認めていない⁵⁰⁾。拷問等禁止条約3条も直接適用されているが、委員会の一般的意見等をふまえた解釈はされていない。自由権規約7条に関し、国は、「外国人の外国における同条規定の権利を保障するものではなく、したがってそのような保障のない国に外国人を送還することが禁止されていると解すこともできない⁵¹⁾」としてきており、一般的意見や見解に関し、各締約国が参考とすることがもとめられているにすぎないのであって法的に拘束するものではないという立場をとってきた⁵²⁾。しかし、平成27年11月27日の大阪高裁判決で、イランに送還された場合死刑に処せられる蓋然性が高いことを理由に、入管法53条2項の適用が自由権規約の6条1・2項の趣旨に合致すると言及してイランを送還先に指定した部分が違法となるとした⁵³⁾。難民条約の監督機関であるUNHCRの解釈基準および人権条約実施機関の見解等の解釈基準は法的拘束力を有しないものの、人権の主流化・普遍化の流れとともに相互作用し、出入国管理の側面においても、各国内における人権保護を含め高い基準を示して各条約の実効性を高めようとする動きをすでに考察してきたが、国際法規範による制限以外、出入国管理権限に関する国内法制は各国の自由裁量であり、条約の解釈適用は各国法制に委ねられている。各国家の情勢および法制度は多様であり、適用の差異が生じるのは当然なことであって、法的拘束力のない国際法規範による高い基準設定と統制にも限界がある。

表2 <国際的保護対象者の国別比較>

国名	国際的保護の対象者
日本	<p>難民：難民条約の難民 在留特別許可→ガイドライン（人道配慮）・法務大臣裁量 ノン・ルフールマン：入管法 53 条⇒同上 3 項（難民条約 33 条 1 項・拷問等禁止条約 3 条 1 項・強制失踪条約 16 条 1 項）</p>
韓国	<p>難民：難民条約の難民 人道的在留者：難民には該当しないが、拷問等の非人道的な処遇若しくは処罰又はその他の状況により生命又は身体への自由等を著しく侵害されるおそれがあると認めるとするに足りる合理的な理由がある者で在留許可を受けた外国人（大統領令の定めにより法務長官による在留許可） ノン・ルフールマン：難民・人道的在留者・難民申請者→難民条約 33 条 1 項・拷問等禁止条約 3 条</p>
ドイツ	<p>難民：難民条約の難民（非国家主体による迫害含む）・迫害→EU 資格指令 9 条 補充的保護(subsidiary protection)：EU 資格指令 15 条・18 条・ノン・ルフールマン →死刑・拷問、非人道的又は品位を傷つける取扱い若しくは刑罰・国際的又は国内武力紛争下で生命及び身体への実質的具体的危険 退去強制禁止：人権条約下で許容されえない場合・実質的具体的危険又は過度の一般的危険に直面する場合の退去強制の禁止</p>
カナダ	<p>難民：難民条約の難民（非国家主体による迫害含む） 保護を必要とする者：拷問等禁止条約 1 条の拷問又は自由権規約にいう非人道的な取扱い若しくは刑罰を受けるおそれがある場合 事前退去危険評価：ノン・ルフールマン原則に照らし、出身国への送還により拷問等を受けるおそれがないかを事前評価 人道的・酌量的事由に基づく永住許可：事前退去危険評価に係る本国での非人道的取扱い等の事情に限定されず、出身国で適切な医療保護を受けられない事情等を含む</p>
オーストラリア	<p>Onshore：保護 難民条約の難民（非国家主体による迫害含む）・ノン・ルフールマン原則に基づき退去させることにより重大な危害を受けるに足るべき十分な理由があると大臣が認める者（拷問等禁止条約 3 条及び自由権規約 6 条・7 条に基づく保護義務対象者） 合法入国者⇒保護ビザ（定住） 不法入国者⇒一時保護ビザ（3 年）・セーフヘブンエンタープライズビザ（5 年） * offshore:再定住</p>
ニュージーランド	<p>難民：難民条約の難民（非国家主体による迫害含む得る） 保護される者：拷問等禁止条約 3 条又は自由権規約 6 条及び 7 条のノン・ルフールマン原則上保護が必要な者 大臣介入：人道的見地から特別に一時滞在許可（大臣裁量）</p>

* 日本以外の 5 カ国：自由権規約第一選択議定書締約国（各国政府 Web 等参照して川村作成）

(2) 間接的ルフールマンの禁止および安全な第三国

国際的保護を必要とする人を第三国へ移送した際、移送先の国から彼らに危険がおよぶ領域への送還される危険があること、または移送先の国自体が保護しえない状況にあること等が問題となっている⁵⁴⁾。難民条約33条1項の「いかなる方法によっても」の文言は、間接的ルフールマンを禁じている。他方で、難民法、人権法およびEUの庇護法制は国際的保護を求める者や国際的保護を必要とする者を一次庇護国または安全な第三国の概念に基づいて安全な第三国に送還する可能性を認めている。しかし、この「安全」の基準が問題となる。UNHCRは、一次庇護国とは、ある者が、入国前に滞在していた国で国際的保護をすでに受けており、今もなお当該保護が受けることができ、かつ、その保護が有効なものである場合に適用される概念であるとし、安全な第三国とは、ある者が、入国前に滞在していた国において、国際的な保護を申請することができたが、申請しなかった場合、または、保護を求めたが地位が決定されなかった場合に適用される概念としている⁵⁵⁾。2013年の改正EU庇護手続指令⁵⁶⁾(手続指令)においては、35条で一次庇護国、38条で安全な第三国を規定している。手続指令35条では、一次庇護国に関し、難民として認定されその保護をまだ受けることができる、またはノン・ルフールマン原則を含む十分な保護を享受していることを規定しているが、この十分な保護の基準についての規定はないため、国家間で対応の差異が生じる。同指令35条によって、EU加盟国ではない国が申請者にとって一次庇護国とみなされる場合、同指令33条1項および33条2項(b)により、加盟国は国際的保護申請を受理されないものとみなすことができる。手続指令38条では、安全な第三国に関し、①民族、宗教、国籍、特定の社会的集団の構成員であることまたは政治的意見を理由に生命および自由が脅かされないこと、②指令2011/95/EUで定義される深刻な危害のおそれがないこと、③ジュネーブ条約(難民条約)に従ってノン・ルフールマン原則が尊重されること、④国際法に定められる拷問および残虐な、非人道的なまたは品位を傷つける取扱いからの自由に反する退去の禁止が尊重されること、⑤難民の地

位を求め、また、難民と認められた場合、ジュネーブ条約に従って保護を受ける可能性が存在することの5つの基準を示している。手続指令38条によって、EU加盟国ではない国が安全な第三国とみなされる場合、同指令33条1項および33条2項(c)により加盟国は、国際的保護申請を受理されないものとみなすことができる。

2016年3月のEU・トルコ合意は、トルコからギリシャへの不正規移動者をトルコに送還するのと引き換えにトルコの難民の支援、トルコ人へのEUビザ緩和等を行うこととしている⁵⁷⁾。しかし、現在のトルコの状況が上述の基準をふくむ手続指令の基準および手続的保障ならびに人権条約等の基準を満たす状況にあるかどうかを憂慮されている⁵⁸⁾。

他国の保護の状況が問題となる近年の事例として、EU内でのダブリン規則に基づくイタリア、ギリシャ等の一次庇護国への移送問題に関する自由権規約の個人通報事案である、ワルダ＝オスマン＝ジャシン対デンマーク⁵⁹⁾を概観する。通報人はソマリア人で、ドメスティック・バイオレンスによりソマリアから逃亡し、逃亡中に子どもを出産、イタリアにおいて補充的保護を認められたものの、在留許可を受けた後、路上生活を送り生活に困窮し、当該母子がデンマークに逃れ庇護申請した。しかし、ダブリン規則に基づきデンマークが一次庇護国たるイタリアへ退去強制を行うことにつき、同規約7条違反とされた事案である。委員会は、デンマークが、通報人の個人的経験とイタリアへの退去強制の必然的予見可能な結果の十分な分析、および退去強制の際、通報人に対する保証手続をとらなかったことを違反の理由としている。個別意見では反対、賛成両方の意見が示されており、反対意見として、この通報を同規約7条違反とみなすことは、庇護申請者と難民が、一次庇護国よりも良い生活条件を求め1国から他国へ移動することを正当化することになると指摘している。さらに、自由権規約は採択後50年にわたる新たな状況に応じ得る生きた文書として考慮されるべきだが、当該事案に表明される状況に対し、同規約7条の範囲を拡大することは間違いなくリスクがあるとしている。他方、賛成意見では、通報人は単なる経済的貧困者で

はなく、通報人と子どもの特有の地位が問題だとした。その上で、補完的保護に関するEXCOM結論103およびEC343/2003（ダブリン規則II）にふれ、出身国または安全ではない第三国への送還禁止と、基本的経済的社会的権利の享受の必要性を説き、ノン・ルフールマン原則適用の問題点を指摘している。それは、ノン・ルフールマン原則適用により、出身国には送還しないが避難国の耐えられない生活条件下に置くことは、自国で待ち受ける重大な人権侵害の真のリスクにもかかわらず帰国にいたるかもしれないということである。欧州人権裁判所でもM.S.S.対ベルギーおよびギリシャ⁶⁰⁾等同様の問題に関する事例があるが、シュテイルは、安全な第三国への移送に関して、欧州人権裁判所は、庇護申請の審査責任を割り当てるダブリン規則のような国際協定の締結が、国家に人権法の義務を免除しないことを明示したと評価している⁶¹⁾。しかし、他国における人権状況をどこまで客観的に評価し判断するかも問われ、自由権規約の場合は、欧州以外の国々にもこの解釈が影響を及ぼすこととなり、現実に経済的社会的権利の享受を含めどこまで実効的保護を保証できるか、各国事情が大きく異なる中で問題となろう。

また、欧州以外の地域では、オーストラリアのいわゆる「パシフィックソリューション」も間接的ルフールマンにあたるとして問題視されている。これは、オーストラリアのクリスマス島等に密航船等で庇護を希求する者を、ナウルまたはパプアニューギニアに移送し、収容施設に収容し、そこで難民認定された者には第三国への定住等の措置をとるものである。オーストラリア海軍による域外での庇護申請者の入国の阻止等も行われている。ナウルおよびパプアニューギニアの収容施設の状況が劣悪であること等により安全および保護の実効性が問われている⁶²⁾。

(3) 大量流入

大量流入の際のノン・ルフールマン原則の適用は、難民条約の条文には明記されていないが起草時から大量流入の場合に同条約33条1項の義務は伴わないものとするか否かが問題となっていた⁶³⁾。1967年領域内庇護宣言2

条2項では、「国家が庇護を付与すること又は付与を継続することを困難と認める場合には、諸国は、個別的に又は共同して又は国際連合を通じて、国際連帯の精神により、当該国家への負担を軽減する適切な措置を考慮しなければならない」とし、同宣言3条2項で「前項の原則に例外を設けることができるのは、国の安全という圧倒的理由によるか、または人の大量流入の場合のように、住民を保護するためのみとする」としているが、同条3項では「国家は同条1項に述べる原則に対する例外が正当とされると決定した場合でも、暫定的庇護その他の方法で、適切と考える条件の下に、他の国家に赴く機会を当該関係人に付与する可能性について考慮しなければならない」としている⁶⁴⁾。EXCOM結論No.22では、大量流入は特定国に不当に重い負担をかけるとの認識から国際連帯と負担分担の枠組みの中での国際協力の重要性を強調し、大量流入の場合、庇護申請者は、最初の避難を求めた国において入国が認められるべきであり、当該国が、永住を基礎として彼らを入国させることができない場合、少なくとも一時的に入国を許可されるべきであるとし、すべての場合において、基本的なノン・ルフールマン原則（国境における拒否の禁止を含む）は、厳正に遵守されなければならないとしている⁶⁵⁾。EXCOM結論No.100では、大量流入の特徴として、①多数の人の国境を越えた到着、②到着の急増、③受入国における不十分な同化または対応能力、④庇護手続の不能を挙げており、大量流入の場合の包括的行動計画において、特に、ノン・ルフールマン原則を含む国際難民法、人道法および人権法を尊重した、国際的保護の必要な人々への対応基準を満たすことを求める⁶⁶⁾としている。学説上、難民条約33条1項を大量流入にも適用可能とする見解をとっているものが多いが、例外をみとめる見解もある⁶⁷⁾。

一時的に保護したとしても、人権規範に基づく責任分担が連動した難民保護システム構築がなされなければ、保護の不安定化を招くおそれがあり、ノン・ルフールマン原則、ひいては国際的保護の実効性は確保されない。このことは、シリア難民の欧州への大量流入によって明らかとなっている⁶⁸⁾。

(4) 域外適用

難民条約33条は国境を含む国家領域に適用され、域外適用、例えば、公海上または他国の空港における入管職員による事前審査措置等は可能か規定ぶりからは明確ではない。UNHCRの見解として、難民条約33条1項の適用は締約国領域内に限定されない⁶⁹⁾としており、学説上も、自国領域外の実効的または事実上の管轄権がおよぶ範囲に適用されるとする見解が多い⁷⁰⁾。しかし、国家実行の一例として、Sale事件では、難民条約33条は域外的効果を有するように企図されていない⁷¹⁾としている⁷²⁾。

人権条約に関しては、拷問禁止委員会および規約人権委員会において域外適用を認めており、いずれも領域内のみならず管轄権の及ぶ範囲に適用するとしている⁷³⁾もののこれらの文書には法的拘束力はなく、国家実行も伴っていないとはいえない。

IV. おわりに

以上考察してきたように、難民法と人権法は相互に作用し、目的論的解釈により適用範囲を変容させ、外国における人権侵害から逃れてきた人に対する実効的な保護を確保するため発展してきた。市場経済、民主主義、人権のグローバルゼーションを背景に人権の普遍化が謳われ、領域的庇護に加え人権基底の包括的アプローチが模索され、人権条約に基づく補完的保護の進展もみられた。

しかし、人権条約実施機関の見解や一般的意見等の文書における目的論的解釈は、国家の同意を介さず法的拘束力がないからといって、各国が国内適用の際に全く考慮しなければ、実施機関が志向するような条約目的の達成は難しくなり、逆に条約目的達成を理由として国家の意思や実施機関の権限を顧みず適用範囲を拡大しても実効性を確保することはできないという問題はらんでいる。また、上述の課題で指摘したように、領域外あるいは他国のノン・ルフールマン原則の適用に関する各国の対応に関する規範や国際協

力制度が整備されているわけではなく、国家実行においては領域内での措置と域外適用や間接的ノン・ルフールマンについて違いがみられる。大量流入のような一国の裁量で対応しえない状況については、人権規範に基づく負担分担が連動した難民保護システム構築がなされなければ、保護の不安定化を招くおそれがあり、ノン・ルフールマン原則、ひいては国際的保護の実効性は確保されず、普遍的人権保障、人権の不可分性に基づく基本的人権の保護の具現化といった点にも影を落とすことになる。今日的課題に対するノン・ルフールマン原則の実効性確保に関し、今後も多角的な取り組みが必要であると思われる。

〔附記〕

本稿は、2016年度国際法学会研究大会（於：静岡県コンベンションアーツセンター・グランシップ）第2日目（9月10日（土））における報告内容に追加修正を加えたものである。

-
- 1) 坂元茂樹『条約法の理論と実際』（東信堂 2004）167-201頁参照。
 - 2) 芹田健太郎『憲法と国際環境（補正版）』（有信堂 1994）291-292頁；『亡命・難民保護の諸問題Ⅰ—庇護法の展開—』（北樹出版 2000）参照。
 - 3) See, A. Zimmermann ed., *The 1951 Convention Relating to the Status of Refugees and Its 1967 Protocol A Commentary*, Oxford, 2011, pp.3-73, 225-243, 346-350; 川村真理『難民の国際的保護』（現代人文社 2003）143-145頁参照。
 - 4) 国際法委員会特別報告者ノルテは、UNHCRハンドブックを国家実行の参考文書とすることに批判的見解を示しているが、事後の国家実行の適正文書として重要な証拠的価値があることを排除しないとしている。See, A/CN.4/660, p.52；川村真理「国連難民高等弁務官事務所の国際的保護機能の変容」『杏林社会科学 研究』第29巻第3号（2013）57-60頁参照。
 - 5) See, EXCOM Conclusion No.6(c), 79(j), 81(i); UNHCRハンドブック para.28; See, Sir Elihu Lauterpacht and Daniel Bethlehem, “The Scope and Content of the Principle of Non-Refoulement: Opinion,” Erika Feller, Volker Türk and Frances Nicholson eds., *Refugee Protection in International Law*, Cambridge, 2003, pp.115-118
 - 6) See, A. Zimmermann, *op.cit.*, pp.346, 1387-1389; Lauterpacht and Bethlehem, *ibid.*,

- pp.123-126; K.Wouters *International Legal Standards for the Protection from Refoulement*, Intersentia, 2009, pp.56-57.
- 7) See, EXCOM Conclusion No.103 (c).
- 8) See, A. Zimmermann, *Ibid.*, pp.351-352; V. Chetail, “Are Refugee Rights Human Rights? An Unorthodox Questioning of the Relations between Refugee Law and Human Rights Law,” in Ruth Rubio-Marin ed., *Human Rights and Immigration*, Chapter 1, Oxford 2014, pp.23-28, in V.Chetail ed., *International Law and Migration Vol. II*, Elgar, 2016, pp.597-650.
- 9) See, A. Grahl-Madsen, *The Status of Refugees in International Law, Vol.I* A.W. Shijthoff, 1966, pp.194-197.
- 10) See, J. C. Hathaway, *The Law of Refugee Status*, Butterworths, 1991, pp.105-112.
- 11) See, J. -Y. Carlier ed., *Who is Refugee? A Comparative Case Law Study*, Kluwer Law International, 1997, p.702.
- 12) EU Qualification Directive (recast) (2011/95/EU) Article 9
1. In order to be regarded as an act of persecution within the meaning of Article 1(A) of the Geneva Convention, an act must:
 - (a) be sufficiently serious by its nature or repetition as to constitute a severe violation of basic human rights, in particular the rights from which derogation cannot be made under Article 15(2) of the European Convention for the Protection of Human Rights and Fundamental Freedoms; or
 - (b) be an accumulation of various measures, including violations of human rights which is sufficiently severe as to affect an individual in a similar manner as mentioned in point (a).
 2. Acts of persecution as qualified in paragraph 1 can, inter alia, take the form of:
 - (a) acts of physical or mental violence, including acts of sexual violence;
 - (b) legal, administrative, police, and/or judicial measures which are in themselves discriminatory or which are implemented in a discriminatory manner;
 - (c) prosecution or punishment which is disproportionate or discriminatory;
 - (d) denial of judicial redress resulting in a disproportionate or discriminatory punishment;
 - (e) prosecution or punishment for refusal to perform military service in a conflict, where performing military service would include crimes or acts falling within the scope of the grounds for exclusion as set out in Article 12(2)
 - (f) acts of a gender-specific or child-specific nature. (傍線川村)
- 13) See, A.Zimmermann, *op.cit.*, pp.1389-1393.
- 14) 川村真理「拷問等禁止条約第3条における送還禁止基準」『杏林社会科学研究』第21巻第1号(2005) 36-56頁参照。

- 15) 岩沢雄司「自由権規約委員会の監視活動の展開」『国際人権』第21号（2010）95-99頁；坂元茂樹「条約実施機関の解釈機能 — 自由権規約2条1項の解釈をめぐって」坂元茂樹編『国際立法の最前線 藤田久一先生古稀記念』（有信堂 2009）101-135頁；川村真理『前掲書』（注3）145-148頁参照。
- 16) See, *Mutombo v. Switzerland* CAT/C/12/D/13/1993, 27 April 1994, para.10; *Hamayak Korban v. Sweden*, CAT/C/21/D/88/1997, 16 November 1998, para.7.
- 17) See, *Peaz v. Sweden*, CAT/C/18/D/36/1996, 28 April 1997, para.14.5.
- 18) See, *Sadiq Shek Elmi v. Australia*, CAT/C/22/D/120/1998, 14 May 1999, para.6.5.
- 19) See, *Mutombo*, para.9.2; *Thalir Hussain Khan v. Canada*, CAT/C/13/D/15/1994, 15 November 1994, para.12.3.
- 20) See, *Agiza v. Sweden*, CAT/C/34/D/233/2003, 24 May 2005；今井直「国際法における拷問禁止規範の現在 — 「対テロ戦争」の文脈を中心に」拷問等禁止条約の国内実施に関する研究会編著 村井敏邦、今井直監修『拷問等禁止条約をめぐる世界と日本の人権』（明石書店 2007）29-59頁；今井直「拷問禁止規範の絶対性のゆらぎ — ノン・ルフールマン原則を中心に」『国際人権』第18号（2007）68-75頁；川村真理「アメリカの「対テロ戦争」と拷問禁止規範」『杏林社会科学 研究』第22巻第3号（2006）75-80頁参照。
- 21) See, A/53/44. P.52, para.6；川村真理「前掲論文」（注14）46-50頁参照；T.M. v. Republic of Korea, CAT/C/53/D/519/2012, 21 November 2015, para.9.3; K v. Australia, CAT/C/56/D/591/2014, 25 November 2015, para.10.4.
- 22) 川村真理 同上46頁参照。
- 23) *Soering v. The United Kingdom*, ECHR(1989)No.14038/88, 07 July 1989.
- 24) See, V. Chetail, *op.cit.*, pp.33-35.
- 25) See, CCPR/C/21/Rev.1/Add.13, para.12.
- 26) See, General Comment No.6 (16th session 1982).
- 27) See, CCPR/C/CAN/CO/5 para.15; *Ahami v. Canada* CCPR/C/80/D/1051/2002, 29 March 2004, para.10.10.
- 28) See, CCPR/C/21/Rev.1/Add.13, para.10.
- 29) See, General Comment No.6.
- 30) See, General Comment No.20 (44th session 1992) replaces general comment No.7 (16th session 1982).
- 31) *Kindler v. Canada*, CCPR/C/48/D/470/1991, 30 July 1993.
- 32) *Judge v. Canada*, CCPR/C/78/D/829/1998, 05 August 2002；坂元茂樹「死刑廃止国に対する新たな義務」『研究紀要』（世界人権問題研究センター）第11号（2006）1-26頁参照。
- 33) 表1参照；K. Wouters, *op.cit.*, pp.377-391.
- 34) *C v. Australia*, CCPR/C/76/D/900/1999, 28 October 2002.

外国における人権侵害とノン・ルフールマン原則

- 35) 坂元茂樹「個人通報制度における仮保全措置 — 自由権規約委員会の実行をめぐって —」『神戸法学雑誌』第53巻第4号（2004）1-42頁参照。
- 36) Alzery v. Sweden, CCPR/C/88/D/1416/2005 25, October 2006；戸田五郎「国の安全を理由とする追放とノン・ルフールマン — アルゼリー対スウェーデン事件」『国際人権』第19号（2008）179-181頁参照。
- 37) (注20) 参照。
- 38) See, P.T. v. Denmark, CCPR/C/113/D/2272/2013, 01 April 2015 para.7.2; K v. Denmark, CCPR/C/114/D/2393/2014, 16 July 2015, para.7.3.
- 39) See, ARJ v. Australia, CCPR/C/60/D/692/1992, 28 July 1997, paras 5.8-6.14.
- 40) See, X v. Sweden, CCPR/C/103/D/1833/2008, 01 November 2011, para.5.18.
- 41) See, Hamida v. Canada, CCPR/C/98/D/1544/2007, 18 March 2010, para.8.4.
- 42) See, Chetail, *op.cit.*, pp.35-38.
- 43) See, EXCOM Conclusion No.81, para.(e).
- 44) See, EXCOM Conclusion No.95 para.(k),(l).
- 45) See, Chetail, *op.cit.*, pp.35-38.
- 46) See, C. Lülfi, “Non-Refoulement in International Refugee Law, Human rights Law and Asylum Law,” in Hans-Joachien Heintze eds., *From Cold War to Cyber War*, Springer, 2016, pp.185-186.
- 47) See, Chetail, *op.cit.*, p.37.
- 48) 岩澤雄司「日本における国際難民法の解釈適用」『ジュリスト』No.1321（2006）16-25頁参照。
- 49) 例えば、東京地判平27・8・28平25（行ウ）237等LEX/DB25540979；東京地判平19・3・23平16（行ウ）462等LEX/DB25420866；東京地判平17・12・26平15（行ウ）393等LEX/DB28131617参照。
- 50) 例えば、東京地判平16・5・28平11（行ウ）31・平13（行ウ）258 LEX/DB28102293参照。
- 51) 例えば、広島地判平17・6・30平成15（行ウ）16裁判Web参照。
- 52) 例えば、大阪高裁平27・11・27平26（行コ）106判時2298号参照。
- 53) 同上；川村真理「退去強制における送還先の違法」『ジュリスト平成28年度重要判例解説』（2017近刊）参照。
- 54) See, K.Wouters, *op.cit.*, pp.140-147.
- 55) UNHCR「移民危機に対応するEUトルコ合意の一貫として「安全な第三国」および「一次保護国」の概念に基づいて庇護希望者・難民をギリシャからトルコに送還する際の法的考慮事項」(2016) 1-2頁参照。
- 56) Directive 2013/32/EU of the European Parliament and of the Council of 26 June 2013 on common procedures for granting and withdrawing international protection (recast).
- 57) See, European Council, EU-Turkey Statement, 18 March 2016, (<http://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2016/03/18-eu-turkey-statement>, as of 07 March

- 2016); European Commission, “Communication from the Commission to the European Parliament, the European Council and the Council Next Operational Steps in EU-Turkey Cooperation in the Field of Migration,” COM(2016)166 final Brussels, 16.3.2016. (<https://ec.europa.eu/transparency/regdoc/rep/1/2016/EN/1-2016-166-EN-F1-1.PDF>, as of 07 March 2016).
- 58) See, European Commission, Fact Sheet, Implementing the EU-Turkey Statement-Questions and Answers, Brussels, 8 December 2016. (http://europa.eu/rapid/press-release_MEMO-16-3204_en.htm, as of 07 March 2016).
- 59) See, Warda Osman Jasin v. Denmark, CCPR/C/114/D/2360/2014, 22 July 2015.
- 60) M.S.S. v. Belgium and Greece, ECHR (2011) No.30696/09, 21 January 2011.
- 61) See, Chetail, *op.cit.*, p.38.
- 62) 浅川晃広「オーストラリアの移民政策と不法入国者問題 — 「パシフィック・ソリューション」を中心に —」『外務省調査月報』2003 No.1, (2003) 1-32頁参照; See, Janet Phillips, “The ‘Pacific Solution’ revisited: a statistical guide to the asylum seeker caseloads on Nauru and Manus Island,” Parliament of Australia, (2012) (http://www.aph.gov.au/About_Parliament/Parliamentary_Departments/Parliamentary_Library/pubs/BN/2012-2013/PacificSolution, as of 07 March 2017).
- 63) See, A. Zimmermann, *op.cit.*, p.1377.
- 64) 芹田健太郎 (注2)『亡命・難民保護の諸問題I』98-188頁参照。
- 65) See, Excom Conclusion No.22 paras. II.A.1,2,IV.1.
- 66) See, Excom Conclusion No.100 paras. (a), (i); 川村真理「前掲論文」(注4) 70-72頁参照。
- 67) See, A. Zimmwemann, *op.cit.*, pp.1378-1379; Guy S.Goodwin-Gill and J.McAdam, *The Refugee in International Law*, Third Edition, Oxford, 2007, pp.335-339; Lauterpacht and Bethlehem, *op.cit.*, pp.119-121; J.C.Hathaway, *The Rights of Refugees under International Law*, Cambridge, 2005, pp.355-363.
- 68) 川村真理「難民・移民問題と国際秩序の揺らぎ—EUが直面する課題を中心に—」馬田啓一・小野田欣也・西孝編著『グローバル・エコノミーの論点』(文眞堂 2017) 32-44頁参照。
- 69) See, UNHCR, Advisory Opinion on the Extraterritorial Application of Non-Refoulement Obligations under the 1951 Convention relating to the Status of Refugees and its 1967 Protocol, (2007), p.11-19.
- 70) Lauterpacht and Bethlehem, *op.cit.*, pp.110-111; Goodwin-Gill and McAdam, *op.cit.*, pp.244-253; Hathway, *supra* no.67, pp.335-342.
- 71) Sale v. Haitian Centers Council, Inc., 509US155, 21 June 1993.
- 72) See, A. Zimmermann, *op.cit.*, pp.1361-1362.
- 73) See, CCPR/C/21/Rev.1/Add.13, para.10; CAT/C/USA/CO/2, 25 July 2006, para.15.